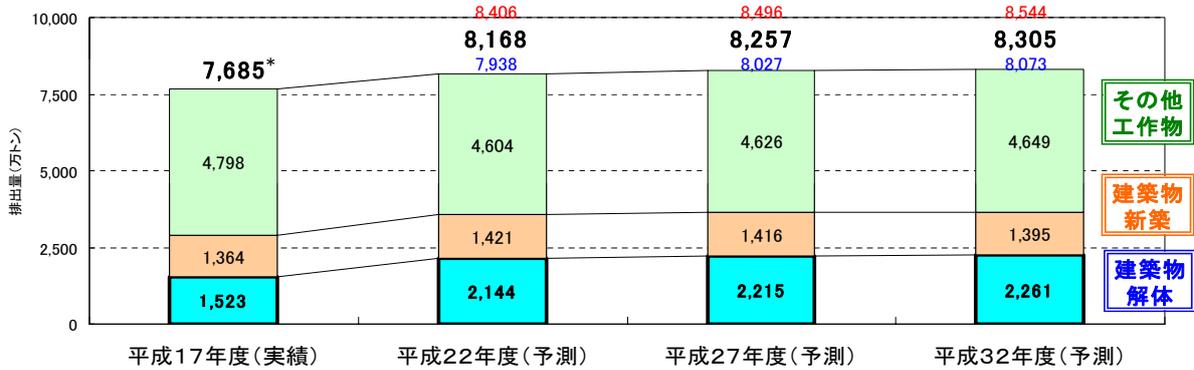


# 建設廃棄物排出量の将来予測(1/2)

- 建設廃棄物の排出量は、平成17年度から平成22年度の5年間で4～9%程度増加し、その後はほぼ横ばいで推移するものと考えられる。
- 特に建築物解体による排出量が平成17年度から平成22年度の5年間で4割程度増加する見込みである。

総排出量(予測)について、  
 上段: 上位推計  
 中段: 中位推計  
 下段: 下位推計

建設廃棄物排出量の将来予測



\*H17建設副産物実態調査における建設廃棄物排出量から修繕工事排出量を除いた値

将来予測式: (将来排出量) = (将来工事量) × (将来排出原単位)

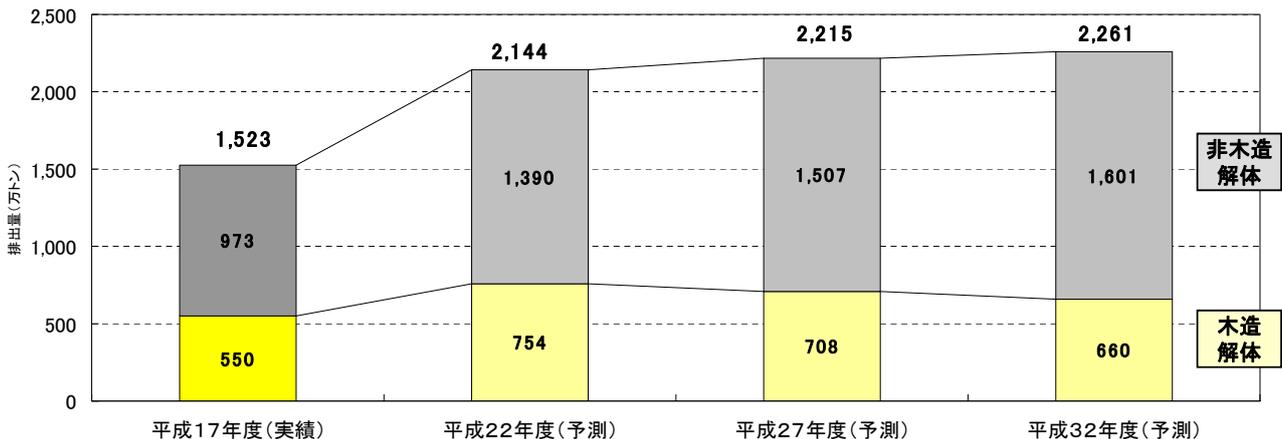
『将来工事量(工事発注金額・建築床面積・解体床面積: 将来の人口及び経済成長率※等をもとに推計)』と『単位工事当たりの廃棄物排出量(排出原単位=H17と同じ)』をそれぞれ予測し、それらを乗ずることにより将来排出量を予測した。※ 高位: 2%、中位: 1%、低位 0%

# 建設廃棄物排出量の将来予測(2/2)

## ■建築物解体による廃棄物排出量の将来予測(木造、非木造別)

- 平成17年度から平成22年度までの5年間で、解体による廃棄物排出量は、木造建築物・非木造建築物ともに約40%増加する見込みである。
- その後、非木造建築物の排出量は引き続き増加するが、木造建築物の排出量は減少に転じる見込みである。

建築物解体(木造+非木造)による廃棄物排出量の将来予測(中位推計)



# I) 建設リサイクルの促進

I)1.1.1

## 対象工事規模の考え方

- 建設廃棄物発生量の多くを占める建築物の解体工事について、全工事(対象外工事を含む)の特定建設資材廃棄物の再資源化等率が95%となる規模基準を算定。
- その他の建築工事については、基準規模の解体工事と同量程度の廃棄物排出量となる規模基準を設定。土木工事等は廃棄物排出量カバー率を基に基準を設定。

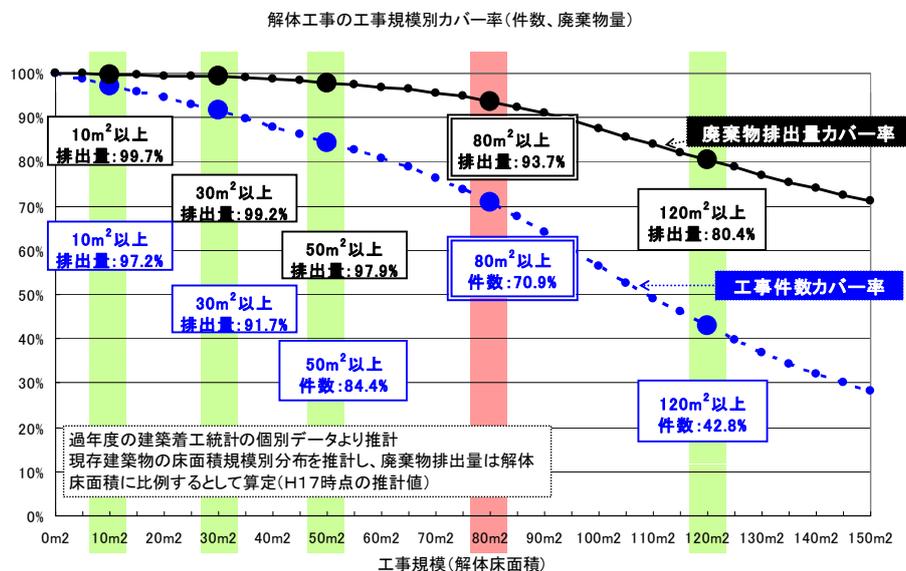
工種	対象工事規模基準	規模基準の考え方 (H7年度建設副産物実態調査のデータ等を基に設定)
建築物の解体工事	床面積の合計:80m <sup>2</sup>	・廃棄物量と床面積との相関性あり → 床面積を基準とする ・特定建設資材廃棄物について、対象建設工事は再資源化等率100%、対象外工事は42%(=H7再資源化等率)とした場合、 <b>全工事の再資源化等率が</b> 「建設リサイクル推進計画'97」のH12目標(90%)を上回る <b>95%となる規模基準</b> を算定
建築物の新築・増築工事	床面積の合計:500m <sup>2</sup>	・廃棄物量と床面積との相関性あり → 床面積を基準とする ・規模基準の <b>解体工事(床面積合計80m<sup>2</sup>)と同量程度の廃棄物発生量となる規模基準</b> を算定
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額:1億円	・廃棄物量の床面積との相関性低い → 請負代金を基準とする ・規模基準の <b>解体工事(床面積合計80m<sup>2</sup>)と同量程度の廃棄物発生量となる規模基準</b> を算定
その他工作物工事(土木工事等)	請負代金の額:500万円	・廃棄物量の床面積との相関性低い → 請負代金を基準とする ・ <b>対象工事の建設資材廃棄物発生量カバー率について、建築物解体工事(約91%)と同等以上となる規模基準</b> を算定

【備考】都道府県は条例で対象工事規模の上乗せ基準を設けることができるが、H19.10現在、上乗せ基準の設定実績は無し。  
(なお、横浜市においては、指導要綱により床面積合計80m<sup>2</sup>以下の解体工事についても届出対象としている)

# 全建設工事に占める一定規模以上工事のカバー率(1/3)

## (1) 建築物解体工事

- 建築物解体工事においては、現行の規模基準(延床面積80m<sup>2</sup>以上)で工事件数の71%、廃棄物排出量の94%をカバー。
- 延床面積10m<sup>2</sup>以上では、99%の工事件数で97%の廃棄物排出量をカバー。

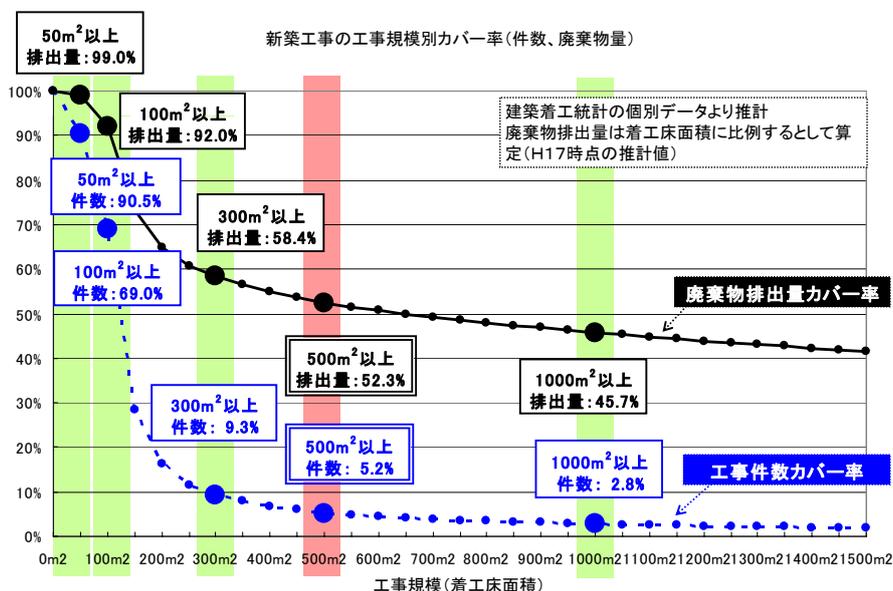


7

# 全建設工事に占める一定規模以上工事のカバー率(2/3)

## (2) 建築物新築・増築工事

- 建築物新築・増築工事においては、現行の規模基準(延床面積500m<sup>2</sup>以上)で工事件数の5.2%、廃棄物排出量の52%をカバー。
- 延床面積100m<sup>2</sup>以上では、69%の工事件数で92%の廃棄物排出量をカバー。

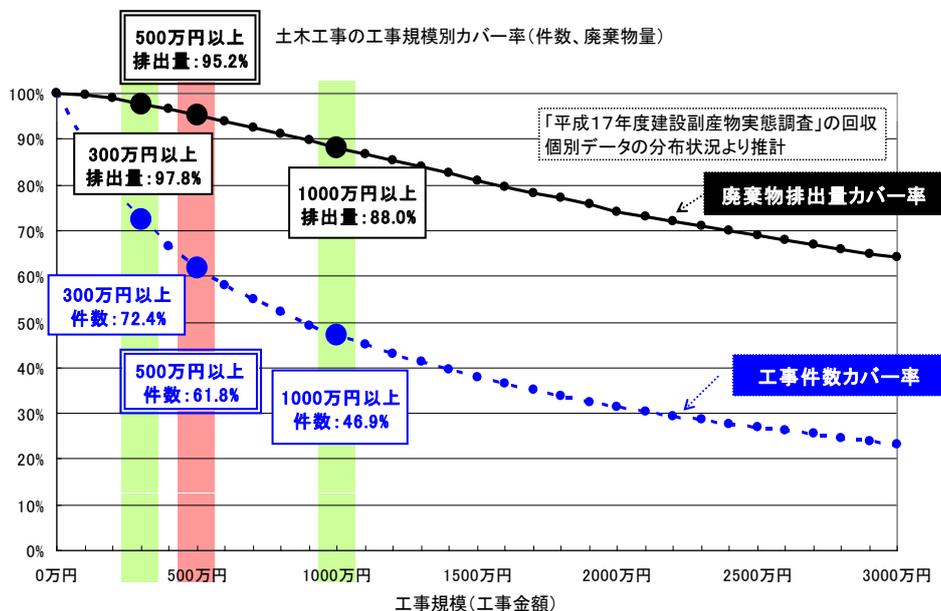


8

# 全建設工事に占める一定規模以上工事のカバー率(3/3)

## (3)その他工作物工事

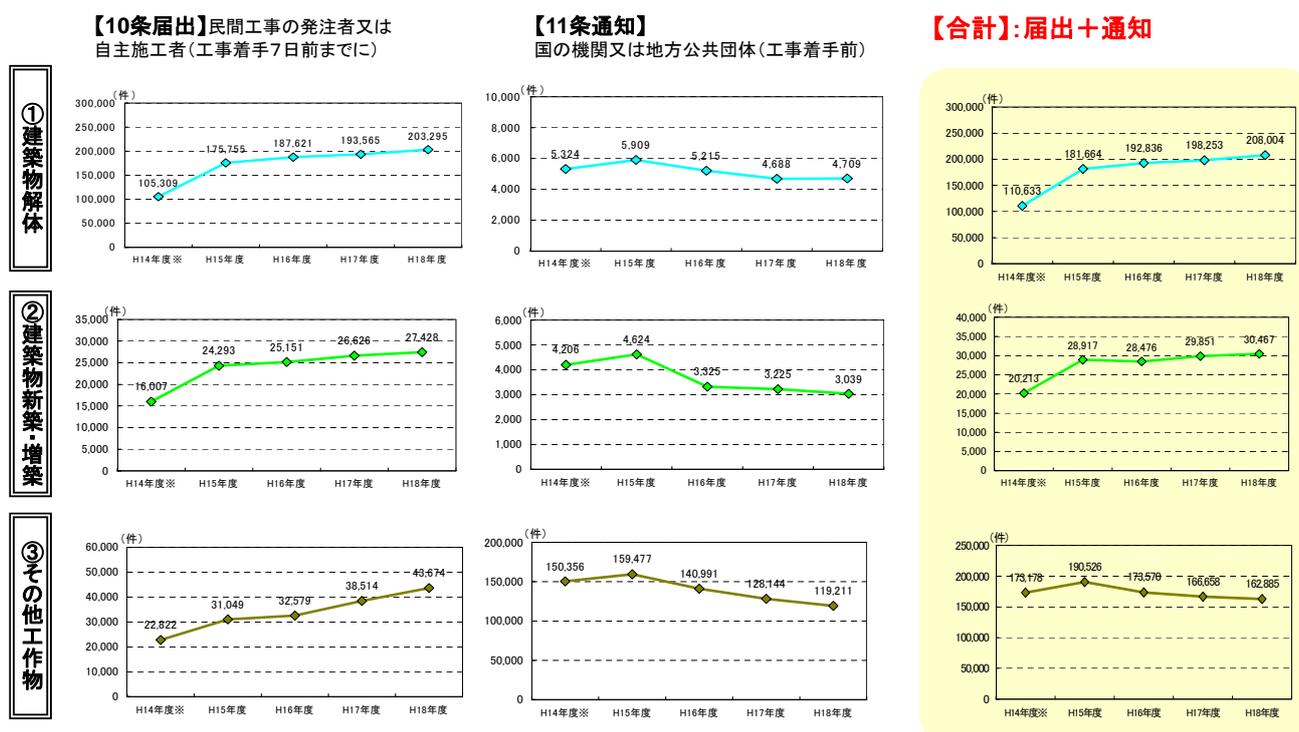
- その他工作物工事においては、現行の規模基準(請負金額500万円以上)で工事件数の62%、廃棄物排出量の95.2%をカバー。
- 請負金額300万円以上では、72.4%の工事件数で98.0%の廃棄物排出量をカバー。



9

# 対象工事届出・通知件数の推移

- 届出+通知件数は、建築物工事で増加、その他工作物工事(土木工事)で減少。



※H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

10

# 対象工事件数及び届出・通知率の推計

- 「固定資産の価格等の概要調査(総務省)」や「建築着工統計(国土交通省)」等をもとに、建設リサイクル法の対象工事件数を推計。
- 対象工事のうち届出・通知がなされているのは、建築物の解体工事で約70%、新築・増築工事及び修繕・模様替工事で約80%(以上平成17年度)、その他工作物工事(土木工事等)で約90%(平成18年度)程度と推定される。
- 対象工事の届出・通知率を反映した廃棄物排出量カバー率は、建築物解体工事で3分の2程度。

工種	対象工事件数(推計値)	届出・通知件数	届出・通知率(推計値)	廃棄物排出量カバー率(届出・通知率100%の場合)	廃棄物排出量カバー率(届出・通知率を反映)	参考データ
建築物解体工事(平成17年度)	約30万件	198,253件	約70%	約94%	約66%	・固定資産の価格等の概要調査(総務省) ・建築着工統計(国土交通省)
建築物新築・増築工事及び修繕・模様替工事(平成17年度)	約3.9万件	29,851件	約80%	約52%	約42%	・建築着工統計(国土交通省) ・増改築・改装等調査結果(国土交通省)
その他工作物工事(土木工事等)(平成18年度)	約19万件	162,885件	約90%	約95%	約86%	・建設工事受注動態統計調査(国土交通省)

11

# 全建設廃棄物排出量に占める対象工事カバー量及び実把握量

- 廃棄物排出量の対象工事カバー率(現行の対象規模基準でカバーされる割合の推計値)は全体の87%である。
- 実把握量(対象工事カバー率に届出率を乗じた推計値)は、全体の74%である。

